

○祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

3 祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

1 町並みの現況

この地区は、主として江戸時代末期から明治初期にかけての質の高い茶屋様式の町屋が整然と立ち並び、祇園の芸能や生活文化にふさわしく、全体として洗練されたたたずまいを示している。

これらの伝統的建造物群は、外観のまとまり、白川との関係などにより次の二つの区域に分けることができる。

新橋通に面する地域は、本2階建町屋茶屋様式の建造物が軒をつらねており、白川沿いの地域は、川越しに茶屋の裏側や和風塀によって町並みが構成され、白川の流れや樹木と調和している。

これらの地域は、伝統的建造物群保存地区に指定されている。

2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区には、白色と黒色又は白色と焦げ茶色の配色を用いて表示する、小さな屋外広告物が表示されており、これらの屋外広告物と町並み及び建造物とが調和して、伝統的なたたずまいを形成している。この地区では、これらの屋外広告物の保存を行うとともに、町並み及び建造物と調和した屋外広告物等により景観の整備を図るものとする。

第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の制限に関する事項等

この地区内における条例第2条第1号に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び同条第2号に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）並びに同条第3号に規定する特定屋内広告物（以下「特定屋内広告物」という。）の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないちょうちんについてはこの限りではない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 条例第11条第1項第5号に規定する可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（以下「可変表示式屋外広告物等」という。）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4

に規定するアーチ型のものの屋外広告物及びその掲出物件

(8) 支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が2以上のもの。ただし、次に掲げる屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この限りではない。

ア 条例第2条第4号に規定する法定屋外広告物（以下「法定屋外広告物」という。）

イ 国若しくは地方公共団体の機関又は規則第8条各号に掲げる公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物（以下「公共屋外広告物」という。）

(9) 広告塔に掲出するもの及び広告塔である屋外広告物及びその掲出物件。ただし、法定屋外広告物又は公共屋外広告物及びこれらの掲出物件については、この限りではない。

(10) 定着させる建築物等の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。)) を超えるもの。

ただし、条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するひさし看板等（以下「ひさし看板等」という。）についてはこの限りではない。

(11) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの。

(12) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(13) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。

(14) 懸垂幕

(15) 横断幕

(16) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。

ア 法定屋外広告物

イ 公共屋外広告物

ウ 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）（以下「臨時的屋外広告物」という。）

エ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物（以下「工事中屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等を禁止する建築物等）

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）は、次の各号に掲げる建築物等とする。

(1) 道路の路面

(2) 橋及び植樹帯

(3) 道路法第2条第2項に規定する道路の附属物及びこれに類する建築物等

(4) 電柱、電話柱、変圧塔及び変圧器

(5) 公衆電話所、郵便差出箱、公衆便所及び公衆用ごみ容器

(6) 擁壁

- (7) 標識
- (8) 川床，堰，堤防，護岸，床止めその他これらに類するもの
- (9) 煙突その他これに類するもの
- (10) 彫像，ブロンズ像その他これらに類するもの
- (11) 空中に設ける電線その他これに類する線類又は空中線系（これらの支持物を含む。）
- (12) 自動販売機

2 前項の規定は，次に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件には，適用しないこととする。

- (1) 法定屋外広告物
- (2) 公共屋外広告物
- (3) 臨時的屋外広告物
- (4) 工事用屋外広告物
- (5) 条例第2条第5号に規定する管理用屋外広告物（以下「管理用屋外広告物」という。）

（屋外広告物の表示等の許可を要するもの等）

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示，掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模，形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）で，市長の許可を要するものは，次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した，面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（区画内において表示するものにあつては，当該区画内に1（条例第2条第8号に規定する歴史的意匠屋外広告物（以下「歴史的意匠屋外広告物」という。）又は条例第2条第9号に規定する優良意匠屋外広告物（以下「優良意匠屋外広告物」という。）であるものを除く。）の屋外広告物を表示するときに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動，労働組合活動，人権擁護活動，宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で，許可基準に適合しているもの
- (4) おどり，歌舞伎の公演その他これらに類するもののために表示するはり紙又はポスター
- (5) 和風のちょうちん（面積が2平方メートル以下のものに限る。）
- (6) 布製ののれん（伝統的な意匠のものに限る。）
- (7) 条例第2条第7号に規定する自家用屋外広告物（以下「自家用屋外広告物」という。）

で，区画内において表示する物の面積（第3号から前号までに掲げる自家用屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものの面積を除く。）の合計が，2平方メートルを超えないもの

2 条例第23条第2項の規定に基づき定めるこの地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) はり紙，ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年

（許可の基準）

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件でないこと。
- (2) この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に表示し、又は設置されるものでないこと。
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物及びその掲出物件であること。

ア 管理用屋外広告物

イ 条例第2条第6号に規定する案内用屋外広告物（面積が0.5平方メートル以下であるものに限る。）

ウ 自家用屋外広告物

- (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面（以下「表示面」という。）が、主として、白色、黒色、紺色、焦げ茶色、金茶色その他これらに類する色彩で構成され、かつ、意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。
- (5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。
- (6) 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあつては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、3平方メートル以下であること。
- (7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 照明の色が白色又は淡色であること。

イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。

ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。

- (8) 条例第2条第10号に規定する建築物等定着型屋外広告物等（以下「建築物等定着型屋外広告物等」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが、6メートル以下であること。

イ 区画内に存する屋外広告物（前条第1項各号（同項第3号及び第7号を除く。）に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。

ウ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

ポスター、はり紙及びはり札	平方メートル 1
その他のもの	平方メートル 2

- エ 位置及び形態が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。
- オ 開口部等（条例第2条第3号アに規定する開口部等をいう。以下同じ。）を覆い隠さないこと。ただし、幕及び伝統的な意匠ののれんについてはこの限りではない。
- カ 表示面が開口部等と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、伝統的な意匠ののれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りではない。
- キ 規則別表第3 1備考に規定する突出型屋外広告物等（以下「突出型屋外広告物等」という。）にあっては、当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。
- ク ひさし看板等にあっては次に掲げる基準に適合していること。
- （ア）定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
- （イ）2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りではない。
- （ウ）形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
- （エ）文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
- （オ）意匠がけばけばしいものでないこと。
- （カ）表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
- （キ）脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りではない。
- （ク）屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- （ケ）屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- （9）建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物（前条第1項第1号、第2号に掲げる屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。）又は掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計が、2平方メートル以下であること。
- イ 規則別表第1 2備考3に規定する一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。
- (エ) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (オ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が、1メートル以下であること。
- (カ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が、2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが1.5メートル以下のものについては、この限りではない。

ウ 規則別表第1 2備考1に規定する広告スタンドにあつては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 最上部の高さが、1.5メートル以下であること。
- (イ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
- (ウ) 面積が、2平方メートル以下であること。

エ のぼりにあつては、次に掲げる基準に適合していること。

- (ア) 区画内に存するのぼりの合計の面積が、2平方メートル以下であること。
- (イ) 区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、10メートル以上であること。

(維持管理)

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

(適用除外)

第6条 車両その他の移動する物（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。

(特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。ただし、次の各号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 葬儀、祭礼、集会その他これらに類する行事（営利を目的とするものを除く。）を行う会場、日時その他これらに類する事項を案内するために当該行事の関係者が表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの（当該期間内にあるものに限る。）
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の制限)

第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。

2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であつてはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める区分によるものとする。以

下同じ。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの

ア R,GY,G,BG,B,PB,P 及び RP 8

イ YR 及び Y 10

(2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区の町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。